

第3章 計画策定の背景と現況(社会動向・国家戦略の策定)

1. 世界の動向

1.1 生物多様性条約

1.1.1 生物多様性条約と締約国会議

○1992年の地球サミットを契機として誕生した「生物多様性条約」については、1993年に発効した後、概ね2年に1度の頻度で締約国会議(COP)が開催されています。締約国会議では、生物多様性条約の3つの目的(生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分)の推進のための議論や締約国間の政策的な決定を行っています。

1.1.2 愛知目標とその達成状況

○2010年10月に愛知県名古屋市で開催された第10回締約国会議(COP10)では、遺伝資源へのアクセスと利益配分のルールを定めた「名古屋議定書」、2050年までに「自然と共生する世界」を実現するための2020年までの具体的な20の行動目標からなる「愛知目標」が採択されました。

○20の愛知目標の達成状況について、地球規模生物多様性概況第5版(生物多様性条約事務局、2020年9月(日本語版:環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室、2021年3月))によれば、世界全体で6つの目標が「部分的に達成」されましたが、その中で完全に達成された目標はありませんでした。

1.2 昆明・モンリオール生物多様性枠組

○2022年12月にカナダのモンリオールで開催された第15回締約国会議(COP15)第2部では、意欲的なターゲット等に加え、進捗測定の指標、実施報告の仕組み、実施のための資金動員や能力養成など、目標達成のための条件整備を含む、統合的な世界目標として昆明・モンリオール生物多様性枠組が合意されました。

○図3-1に示すとおり、昆明・モンリオール生物多様性枠組は、「自然と共生する世界」という2050年ビジョンを掲げつつ、その具体的姿を4つの2050年グローバルゴールで表現しています。また、自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとることを、2030年ミッションとして掲げています。このミッション実現のために、世界全体で取るべき緊急の行動について、3つのグループから成る23のグローバルターゲットを定めています。

2050年 ビジョン 自然と共生する世界の実現	2050年 グローバルゴール	
	ゴール A 生物多様性の保全	ゴール B 生物多様性の持続可能な利用
2030年 ミッション 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる	ゴール C 遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS)	ゴール D 実施手段の確保
	2030年 グローバルターゲット	
	生物多様性への脅威を減らす ターゲット 1~8	人々のニーズを満たす ターゲット 9~13
		実施と主流化のためのツールと解決策 ターゲット 14~23

図 3-1 昆明・モンリオール生物多様性枠組の構成

出典) 昆明・モンリオール生物多様性枠組—ネイチャーポジティブの未来に向けた 2030 年世界目標— (環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室、2023 年 3 月)

1.2.1 ネイチャーポジティブ

ネイチャーポジティブとは、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」と定義され、昆明・モンリオール生物多様性枠組の 2030 年ミッションに考え方が位置付けられるとともに、我が国の生物多様性国家戦略 2023-2030 における 2030 年に向けた目標としても位置づけられています (図 3-2 参照)。

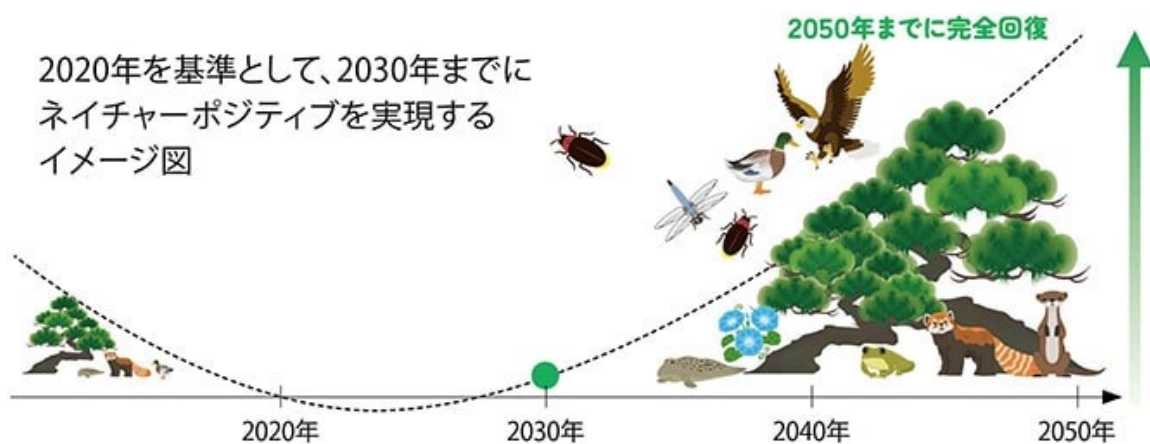


図 3-2 2030 年までのネイチャー・ポジティブに向けた自然のための測定可能な世界目標

1.2.2 30by30 (サーティ・バイ・サーティ)

昆明・モンリオール生物多様性枠組では、2030年グローバルターゲット「生物多様性への脅威を減らす」の3つ目に、2030年までに、陸域(含む内陸水域)と海域(含む沿岸域)の少なくとも30%以上を保全・保護することを掲げており、これを30by30と呼んでいます。

我が国では昆明・モンリオール生物多様性枠組の合意に先立ち、2021年6月のG7サミット(主要国首脳会議)において、G7各国とともに30by30を目指すことに合意しました。

「30%」という数字は、生物多様性や生態系サービスを確保するために必要とされる数字です。これを実現するためには、従来の保護地域(国立公園等)における取り組みに加え、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(OECM: Other Effective area-based Conservation Measures)を増やしていくことが期待されています。OECMとは、民間等の取り組みにより保全が図られている地域や、保全を主目的としない管理が結果として自然環境を守ることに貢献している地域を指しており、公有地はもとより企業等の民間の所有地等における、民間による取り組みが達成のための重要なカギとなります。



【OECM ロゴマーク】



図3-3 保護地域(橙色囲み部分)とOECM(みどり色囲み部分)でつながる国土の健全な生態系のイメージ

※保護地域以外にも、里地里山、水源の森、都市の自然など、様々な場所が生物多様性の保全に貢献している。

出典) 昆明・モンリオール生物多様性枠組—ネイチャーポジティブの未来に向けた2030年世界目標—(環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室、2023年3月)

2. 国内の動向

2.1 生物多様性国家戦略 2023-2030

2.1.1 生物多様性国家戦略の位置づけ

- 生物多様性国家戦略とは、生物多様性条約第6条に基づき、締約国が策定する戦略のことです。
- 我が国では、2008年に生物多様性基本法（平成20年6月6日法律第58号）が施行されて以降、同法第11条に基づき政府が策定する生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画としても位置づけられており、環境基本計画やその他関連する計画を踏まえて策定される、生物多様性に関する最も基本となる戦略です。

2.1.2 生物多様性国家戦略 2023-2030 と概要

1) 位置づけ

- 生物多様性国家戦略 2023-2030 については、新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択を踏まえ、2023年3月に閣議決定されました。
- 2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり、人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略になります。

2) ポイント

- 生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」に対して統合的な対応を行うことや、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的変革について強調して記載されています。
- 30by30目標の達成等の取り組みにより、健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復することが記載されています。
- 自然資本を守り活かす社会経済活動（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取り組み）を推進していくことが記載されています。

2.1.3 生物多様性のための30by30 アライアンスと本市の取り組み

1) 生物多様性のための30by30 アライアンス

30by30の目標達成に向け、現状の保護地域を拡充する取り組みとともに、民間等によって保全されてきたエリアをOECMとして認定する取り組みを進めるため、有志の企業・自治体・団体により、「生物多様性のための30by30 アライアンス」が発足しました(図3-4参照)。

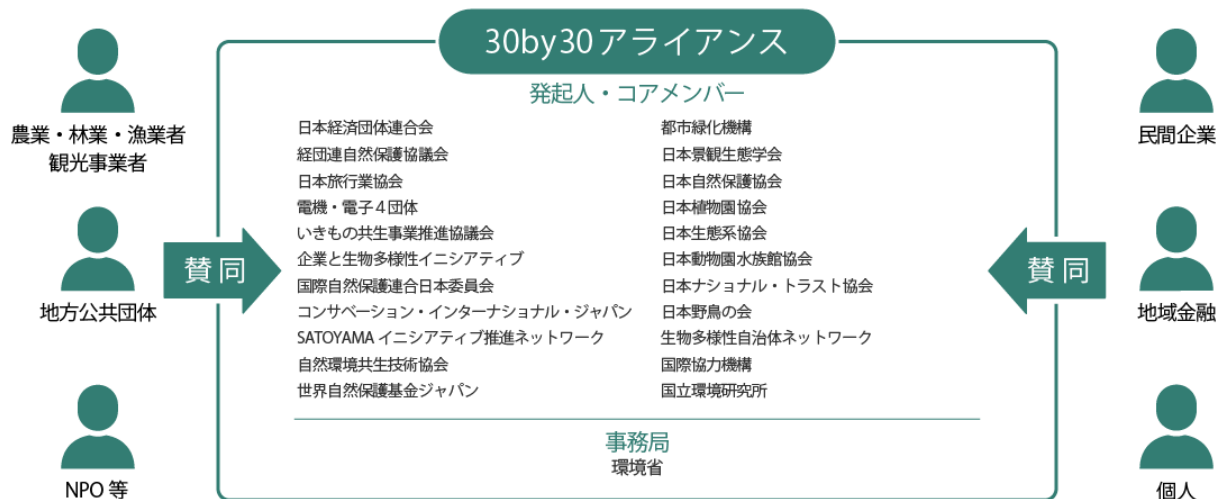


図3-4 アライアンスの全体構造イメージ

出典) 環境省 HP (<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/entry/>)

2) 本市の取り組み

○本市では、2025年から「生物多様性のための30by30 アライアンス」に参加しており、市内において、生物多様性の価値を有し、様々な取り組みによって生物多様性の保全が図られている区域を増やす取り組みを行っています。

○2025年3月14日には、国分川調節池緑地の一部が、市内で初めて「自然共生サイト」に認定されました。



3. 市川市の状況

3.1 自然環境の概要

3.1.1 位置・地形

市川市は、千葉県北西部に位置し、北は松戸市、東は船橋市と鎌ヶ谷市、南は浦安市と東京湾に面し、また江戸川を隔てて東京都江戸川区・葛飾区と相對しています(図3-5 参照)。

地形的には、関東平野南部に位置し、市の北部・東部は千葉県北部に広がる下総台地の一部であり、市の西部・南部は東京の下町と呼ばれる地域に続く広い沖積平野の一部となっています(p17 図3-6 参照)。北部に広がる台地には、国分谷・大柏谷と呼ばれる二つの大きな谷がそれぞれ北方向・北東方向に伸びており、そこからさらに細かく枝分かれした「谷津」と呼ばれる細い谷が形成されています。市域の中央部にある砂質の高まり「市川砂州」には「市の木」であるクロマツが群生し、市の代表的景観を形成しています。台地の南側から東京湾岸にかけて、最高でも標高約5m、大部分が2m以下という低地が広がっています。また、海岸付近は1955年以降の埋め立てにより造成された土地です。

都心から、約20kmの圏内にあり、文教・住宅都市として発展しています。都心部と県内各地域を結ぶ広域交通が集中しており、JR 総武線などの鉄道網が発達し、京葉道路・湾岸道路・国道14号などの幹線道路が東西方向に通っています。2018年6月に東京外環自動車道(三郷南IC~高谷JCT)及び、国道298号(国道6号~国道357号)が南北方向に開通しました(p18 図3-7 参照)。

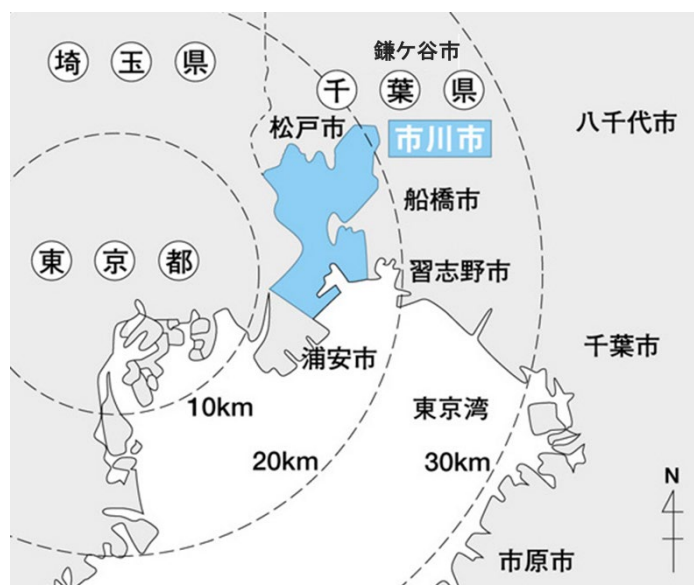


図3-5 市川市の位置



図3-6 市川市の地形分類図

※『市川市史自然編—都市化と生きもの—(通巻6)』(2016)を一部改変

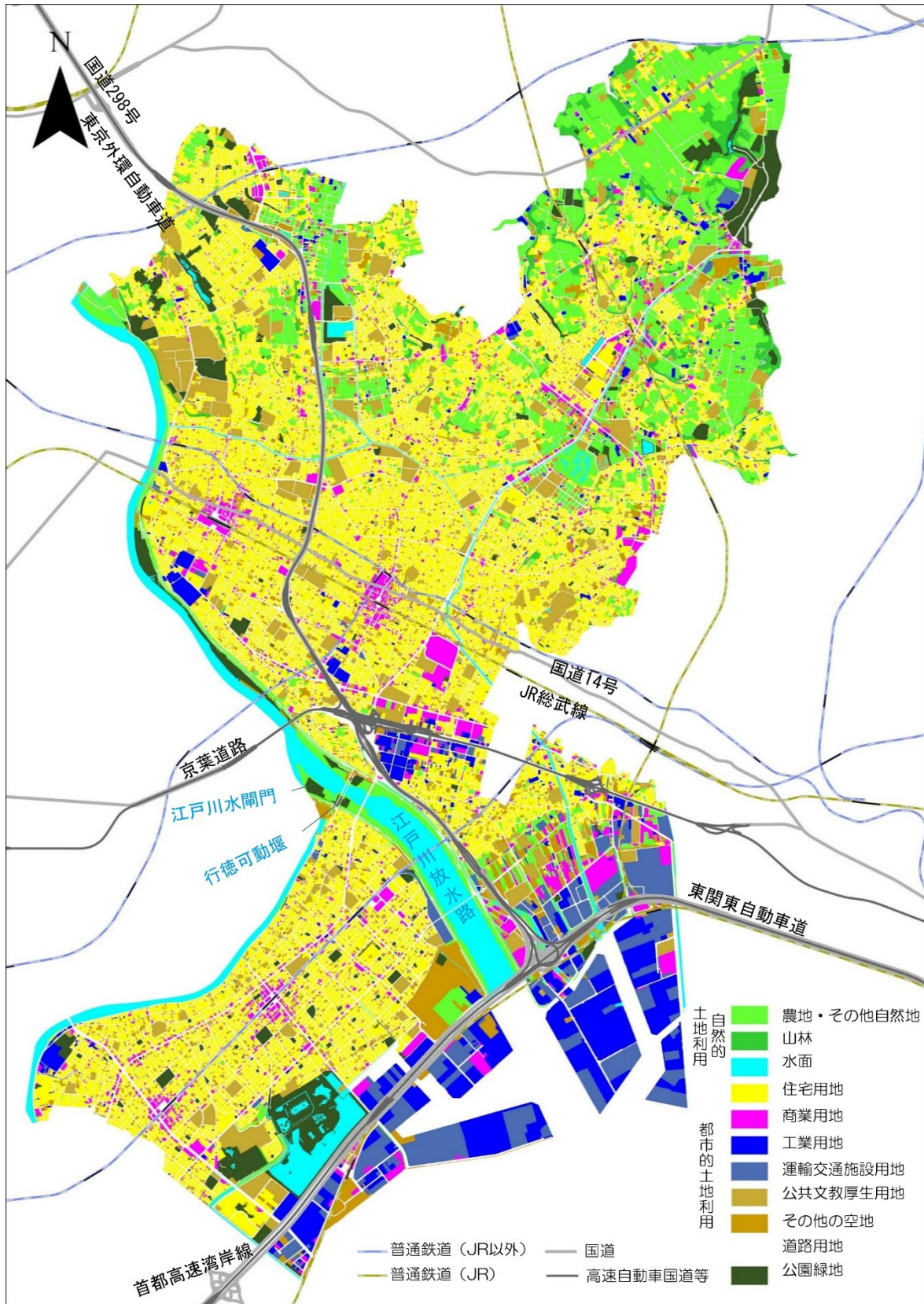


図 3-7 市川市土地利用分布

※令和 3 年都市計画基礎調査、国土地理院数値地図（鉄道中心線、道路中心線）、国土数値情報（鉄道データ）（国土交通省）（<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-NO2-2024.html>）をもとに作成

3.1.2 水系

9本の一級河川があり、いずれも利根川水系に属します。江戸川は、野田市で利根川より分流し、上下水道や工業用水等の水源となっています。上流から流れてきた水は、通常時は西側の江戸川水閘門から旧江戸川へと流れ、浦安市と江戸川区の間を経て東京湾に注いでいます。

行徳可動堰から下流の江戸川(通称：江戸川放水路)は大正の終わりに開削された人工河川です。この部分は、台風などの増水時に可動堰のゲートが開けられる以外は仕切られており、海水域となっているため、川というよりは東京湾の細長い入り江のような環境になっています。

このほか、市域には江戸川の主要な支川のひとつに当たる真間川水系である、市川市域を東西に流れる真間川とその真間川に注ぎ込む国分川、春木川、大柏川、派川大柏川があります。これらの河川は江戸川や東京湾へと注いでいます(p17 図3-6 参照)。

3.1.3 気象

市川市の過去10年間(2015年~2024年)の年平均気温は16.7℃で、月別の最低平均気温は1月の5.7℃、最高平均気温は8月の27.9℃です。

年間平均降水量は約1,296mmで、秋に多く、冬に少ない傾向です(図3-8 参照)。

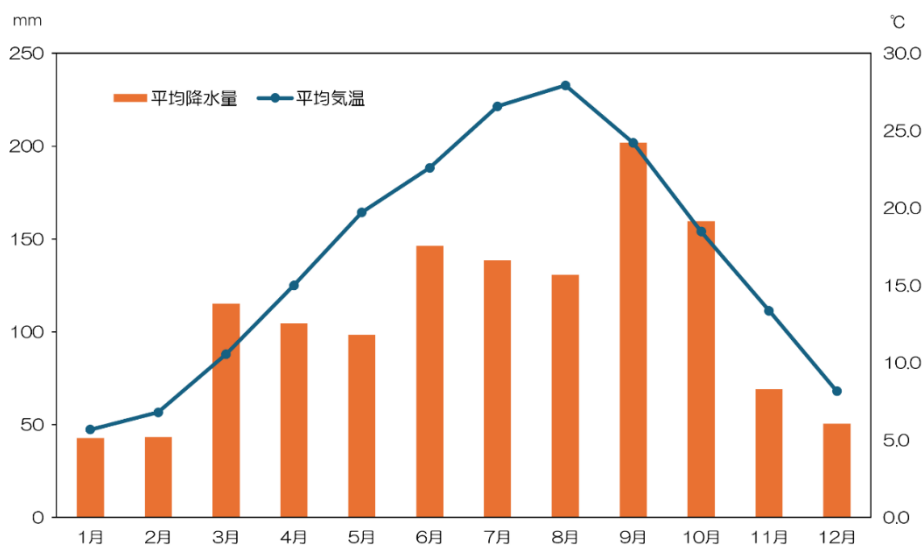


図3-8 市川市の過去10年間の平均降水量、平均気温の推移

※市川市統計年鑑(平成29~令和7年版)をもとに作成

3.1.4 土地利用

土地利用面積の現況は、2001年から2021年の20年間で、自然的土地利用が大きく減少し、道路用地や運輸施設用地、公園緑地等が増加しています（図3-9参照）。

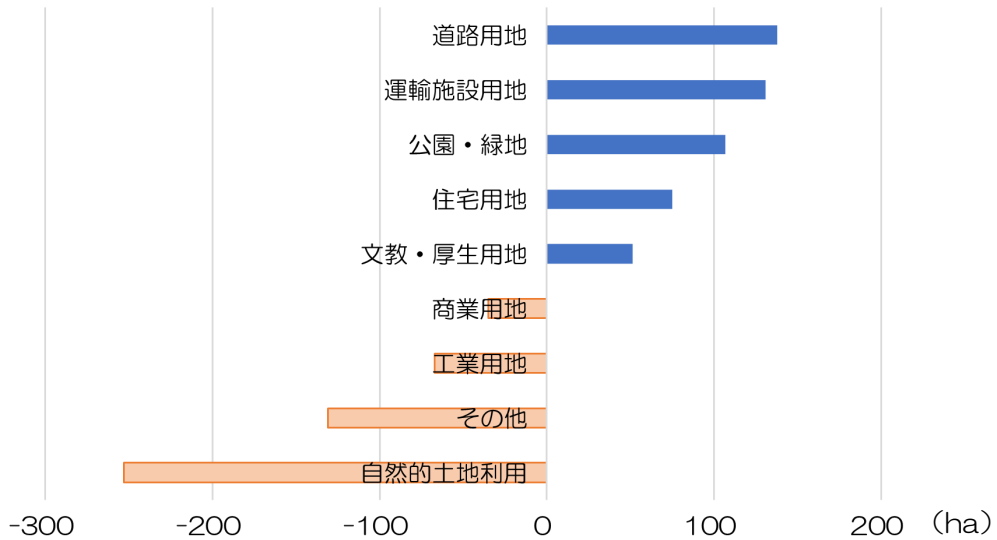


図3-9 土地利用面積の増減（2001年→2021年）
出典）都市計画基礎調査（各年）

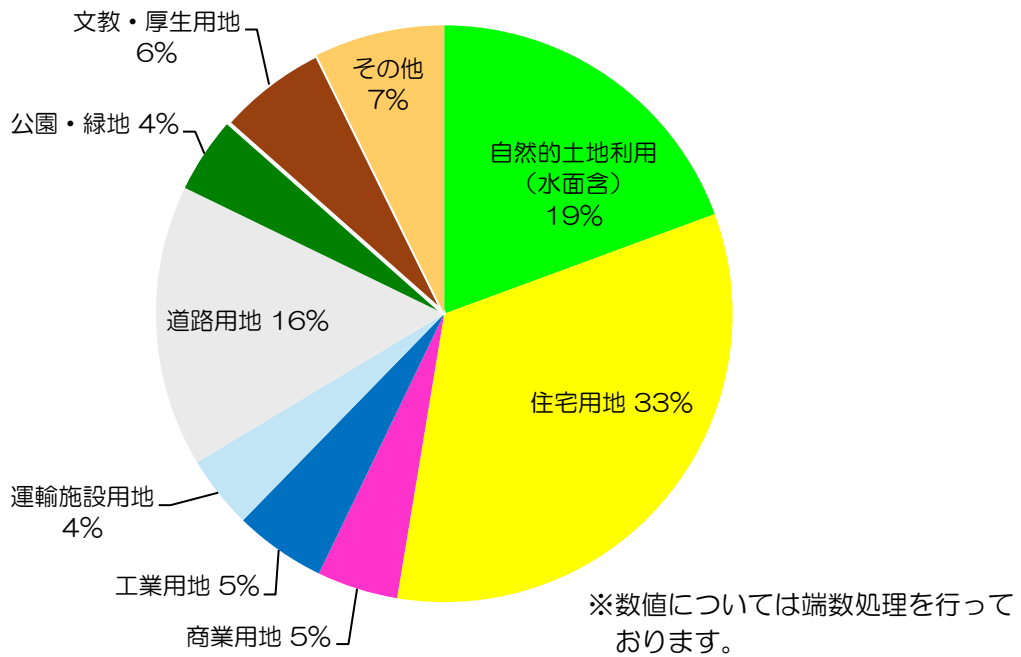


図3-10 土地利用の割合（2021年）
出典）令和3年都市計画基礎調査

表3-1 土地利用現況凡例

用途名		例	
自然的 土地 利用	農地	田	水田
		畑	畑、樹園地（果樹園）、養鶏（牛、鶏）場、ビニールハウス
		採草放牧地	—
		荒地、耕作放棄地、低湿地	—
	山林	樹林地	
	水面	河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	
	その他自然地	原野・牧野、河川敷、河原、海浜、湖岸	
都市的 土地 利用	宅地	住宅用地	住宅（専用住宅）、共同住宅（アパート、マンション）
		商業用地	業務施設（事務所、銀行等）、物販店（百貨店、小売店、卸売店等）、飲食店（食堂、喫茶店、バー、料理店、飲み屋等）、宿泊施設（ホテル、旅館、モーテル、民宿）、娯楽・遊戯施設（劇場、映画館、ボーリング場等）
		工業用地	工業施設（各種工場）
	運輸施設用地	駅舎、バスターミナル、自動車車庫、飛行場、港湾、倉庫	
	道路用地	（幅員4m以上の）道路、農道、林道、駅前広場	
	公園・緑地	公園・緑地、広場、運動場、墓園	
	文教・厚生用地	教育施設（各学校、研究所等）、文化・宗教施設（図書館、博物館、神社、寺、教会等）、医療（病院、診療所）、社会福祉施設	
	その他	公共施設用地	官公庁施設（県市町村庁舎、裁判所等）、供給処理施設
		交通施設用地	自動車ターミナル、立体駐車場、鉄道用地
		その他空地	ゴルフ場等のレクリエーション施設、太陽光発電のシステムを直接整備している土地、平面駐車場、未利用地（建物跡地等、都市的状況の未利用地）、未建築宅地（造成完了）、用途変更中の土地（造成中）、屋外利用地（資材置場等）

3.2 市川市の生物多様性

市川市内には、樹林地や緑地、谷津、河川や海辺の水辺環境まで様々な自然環境が



緑地



社寺林



クロマツ

樹林地、緑地

北部の台地斜面を縁取るようにわずかに小規模な斜面林等が残されており、管理方針を策定することで緑地や公園として保全されています。北西部には緑地が広がっており、里見公園、国府台緑地、小塚山公園、堀之内貝塚公園、堀之内緑地、じゅん菜池緑地などを結ぶ緑の回廊を形成しています。

砂州

市の中央部にある砂質の高まりを「市川砂州」と呼び、今の低地が海だったところに台地の縁が波で削られ堆積してできた地形です。砂州の上に帯状に群生していたクロマツは市の木であり、現在は市川市保存樹木協定制度により保全・育成がされています。

河川

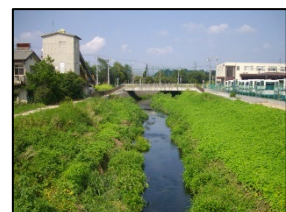
市域では江戸川とその支川である真間川水系の河川があります。真間川流域の総合治水対策として国分川調節池や大柏川第一調節池が整備され、治水機能だけでなく、市民の憩いの場としても活用されています。また、大柏川では「多自然川づくり」も実施しました。



河川



調節池

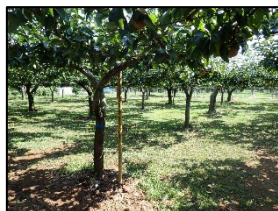


多自然型護岸

みられます。



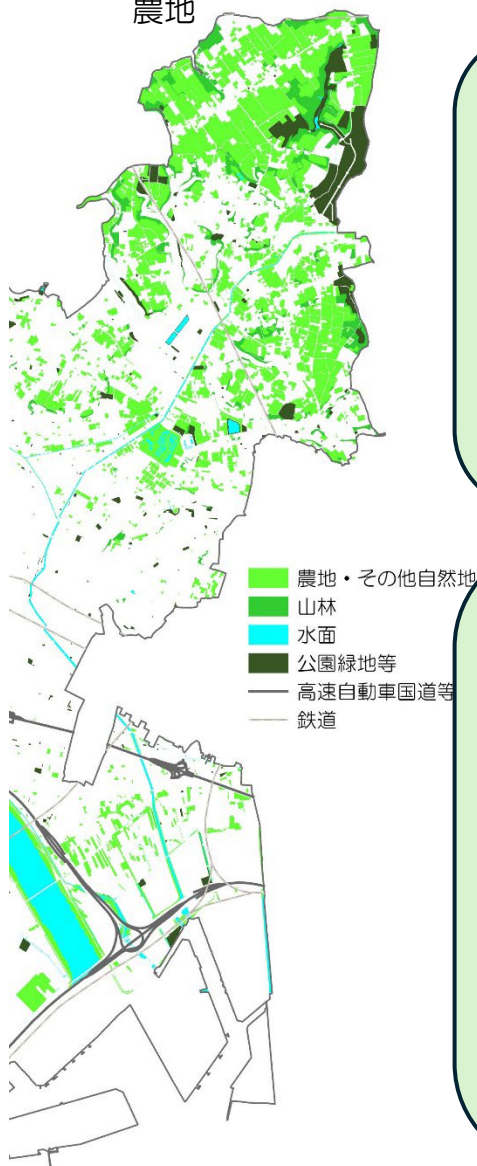
農地



梨園



谷津



台地、谷津

北東方向に大きな谷が伸びています。この大きな谷から台地に向かって多くの細い谷が入り込んでおり、「谷津」と呼ばれる細長い谷地形が形成されています。谷津の両側は急峻な斜面林となっており、斜面林の裾からは湧水が多くみられます。この湧水は谷津の周りに広がる梨園の土に雨水がしみこむことで生み出されています。

海辺

20世紀半ば以前の東京湾海岸沿いの海岸湿地性の自然環境は、1960年代以降の埋め立て等の開発により、急激に消失しました。現在は湿地や干潟に生息・生育する生きものの保護のため、行徳鳥獣保護区の維持管理や三番瀬を臨む塩浜の親水事業として干潟の再生を目指す取り組みが行われています。

沿岸部はまた、江戸川の洪水回避のための江戸川放水路があります。海水の入り江となっており、水際は干潟となり、一部はヨシ群落の塩性湿地となっています。

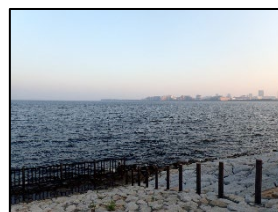
※令和3年都市計画基礎調査、政府統計の総合窓口（e-Stat）（統計地理情報システム-国勢調査-千葉県市川市）、国土地理院数値地図（道路中心線）、国土数値情報（鉄道データ）（国土交通省）（<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-NO2-2024.html>）をもとに作成



放水路



可動堰



三番瀬

3.3 生物相の概略

3.3.1 動植物

1) 自然環境実態調査

本市ではこれまでに様々な生物調査を行いました。2001年度から2003年度に行われた「自然環境実態調査」では、植物（維管束植物）1,264種、哺乳類15種、鳥類193種、爬虫類6種、両生類13種、魚類（淡水汽水魚類）67種、昆虫類2,535種が確認されました。

3.3.2 天然記念物

- 1) 千本公孫樹（国指定 1931年2月20日）
葛飾八幡宮（市川市八幡）
- 2) 伊弉諾^{イザナギ}神社ハリギリ（市指定 1979年4月24日）
伊弉諾神社（市川市堀之内）
- 3) 愛宕神社イチョウ（市指定 1983年11月3日）
愛宕神社（市川市北国分）
- 4) 禅照庵マキ（市指定 1983年11月3日）
禅照庵（市川市北国分）
- 5) ヒメアカネ（市指定 1976年6月13日）
大町公園（市川市大野・大町地区）
- 6) ヒヌマイトンボ（市指定 1976年6月12日）
江戸川の左岸（市川市稻荷木）、河川敷のアシ原



千本公孫樹

3.3.3 希少な動植物

1) 絶滅危惧種

2021年に発行された「市立いちかわ自然博物館だより」（市公式Webサイト：自然博物館だより）では、環境省レッドリスト掲載種のうち、両生類のアカハライモリ（準絶滅危惧）、魚類のゼニタナゴとアオギス（絶滅危惧ⅠA類）、キンブナとミナミメダカ（絶滅危惧Ⅱ類）はすでに市川市域で絶滅したとされています。また、市川市内の絶滅危惧種として、魚類6種、鳥類36種、昆虫64種、貝類13種、植物58種が挙げられています。

絶滅危惧種の保全に向けた取り組みは非常に複雑であり、個々の種にこだわるよりも、今残る自然環境をひとまとまりのものとして保全することが結果的に多くの絶滅危惧種の保全につながると考えられます。市川市域では、長田谷津や江戸川放水路、行徳近郊緑地特別保全地区、江戸川、内陸の水辺（調節池、公園等）、北部の樹林にて多くの絶滅危惧種が生息・生育していると考えられます。これらの場所を保全し、そのうえで個々の絶滅危惧種に必要な環境を維持、創出する対応が必要です。

市川市でみられる絶滅危惧種（例）



トビハゼ



チュウヒ



ナゴヤサナエ



キンラン

2) イノカシラフラスコモ

イノカシラフラスコモは、1957年に東京都の井の頭公園を源流とする神田川の上流部で発見された車軸藻という藻類の一種で、日本固有の種です。2016年5月に再発見されるまで、井の頭公園では生育がみられなくなり、長い間絶滅したと考えられていました。ところが、1986年に市川市中国分のじゅん菜池緑地にあるじゅん菜育成池において、本種の自生が確認されました。

イノカシラフラスコモは、環境省では絶滅危惧ⅠB類(第5次レッドリスト)として、千葉県では最重要保護A(千葉県レッドデータブック植物・菌類編2023改定版)に指定されています。



3.3.4 外来生物

市内では特定外来生物としてアライグマやカダヤシ、アカボシゴマダラ、条件付特定外来生物であるアカミミガメやアメリカザリガニなどが確認されています。そのほか、特定外来生物ではありませんが、農作物への農業被害や住宅への侵入による家屋の破損や汚染問題が問題となっているハクビシンや、近年市内で多く生育し、生態系への影響が問題となっているナガミヒナゲシが確認されています。

市川市に生息・生育する主な特定外来生物



アライグマ



カミツキガメ



アカミミガメ



アメリカザリガニ



ウシガエル



オオクチバス
(環境省提供)



カダヤシ



ブルーギル
(環境省提供)



アカボシゴマダラ



セアカゴケグモ



アレチウリ



オオカワヂシャ
(環境省提供)



オオキンケイギク



オオフサモ
(環境省提供)



ミズヒマワリ

市川市に生息・生育する外来生物



ハクビシン



ナガミヒナゲシ

特定外来生物と被害予防の取り組み

外来生物法とは？

- 我が国では、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）」が平成17年6月1日から施行されています。
- この法律は、特に生態系や農業生産に被害を与えたり、市民生活に影響を及ぼすおそれのある外来生物を「特定外来生物」に指定し、その取扱いを制限するとともに、被害が拡大することを防ぐための対策を定めることを目的として制定されました。

市川市にはどんな種がいるの？

(1)特定外来生物

- 外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。
- 特定外来生物に指定されると、飼育、保管、運搬、譲渡、新たに野外に放つことなどが原則として禁止されます。
- 本市では、アライグマ、カミツキガメ、ウシガエル等の動物種、アレチウリ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク等の植物種が確認されています。

(2)条件付特定外来生物

- 特定外来生物のうち、通常の特定外来生物の規制の一部を、当分の間、適用除外とする（規制の一部がかからない）生物の通称です。
- 現時点で指定されている種はアカミミガメとアメリカザリガニの2種のみです。この2種は広くペットとして飼養されてきた経緯があり、一般家庭等での飼養等や少数の相手への無償での譲渡し等については許可無しで行うことができます。この2種は市内全域で確認されています。

《本市で確認された特定外来生物》

《本市で確認された条件付特定外来生物》



アライグマ



オオキンケイギク



アカミミガメ



アメリカザリガニ

市川市の取り組み

- 国や県、本市では、外来生物による被害予防として、「入れない」「捨てない」「拡げない」の3原則を呼び掛けています。また、特定外来生物を駆除した場合の情報提供をお願いしています。
- 詳細については、「市川市外来生物対策マニュアル」や市公式Webサイトをご確認ください。

参考にした図書等

- ・市川市外来生物対策マニュアル（市川市環境部，令和6年2月）
- ・市公式Webサイト（<https://www.city.ichikawa.lg.jp/page/4297.html>）ほか

4. 市民意識の結果

市川市では生物多様性の認知度や市内の自然に関する意識、自然環境講座等についてのアンケート調査を行っています。

結果概要

- 生物多様性という言葉は認知されているが、市川市での取り組みの認知度が低い
- 市民の自然環境の保全に関わる活動への関心・意欲は高いものの、実際に活動するにあたっての課題がある
- 子ども、大人共に生物多様性に興味を持ってもらうためには、市の施策として自然にふれあう機会の創出が求められている
- 市民の自然環境講座への参加に対する関心・意欲は高く、市内の自然や文化を知る観察講座等の実施が求められている

○生物多様性という言葉は認知されているが、市川市での取り組みの認知度が低い

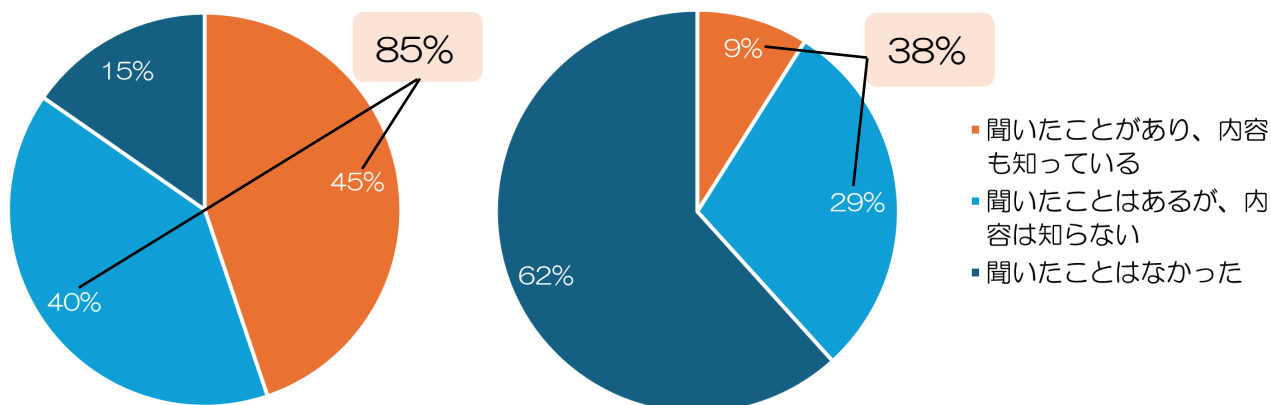


図 3-11 生物多様性の認知度 図 3-12 「生物多様性いちかわ戦略」の認知度

※e モニ 生物多様性に関するアンケート（2024 年度 N=1147）より作成

○市民の自然環境の保全に関わる活動への関心・意欲は高いものの、実際に活動するにあたっての課題がある

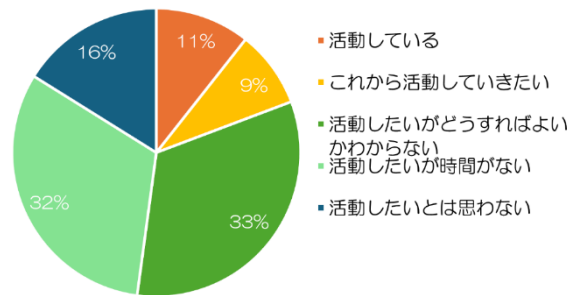


図 3-13 自然環境の保全に関わる活動への参加の意欲

※e モニ 生物多様性に関するアンケート（2024 年度 N=1147）より作成

○子ども、大人共に生物多様性に興味をもってもらうためには、市の施策として自然にふれあう機会の創出が求められている

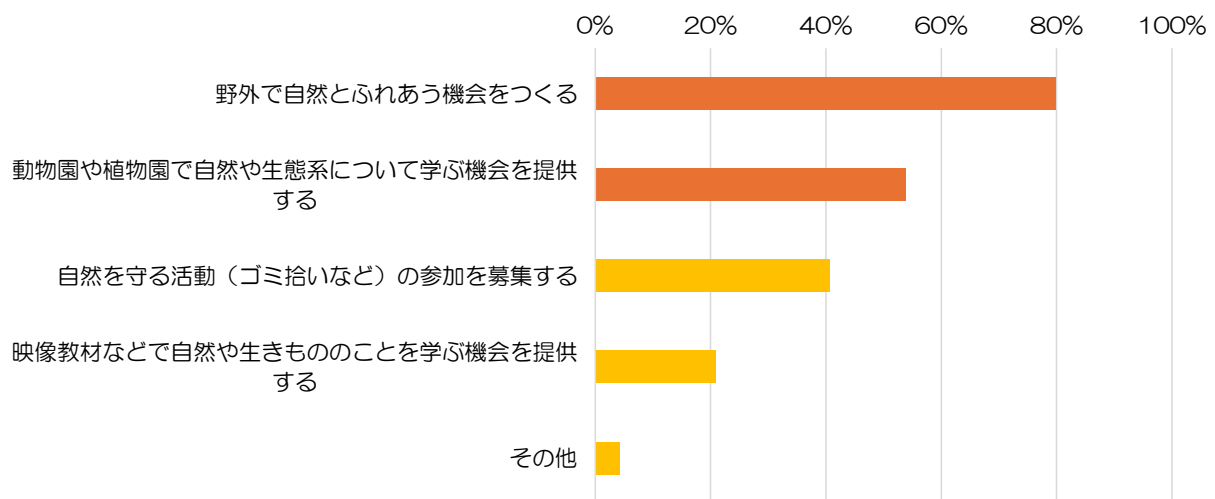


図 3-14 子どもに生物多様性に興味を持ってもらうために市の施策として必要だと思うこと

※e モニ 生物多様性に関するアンケート（2024 年度 N=1147）より作成

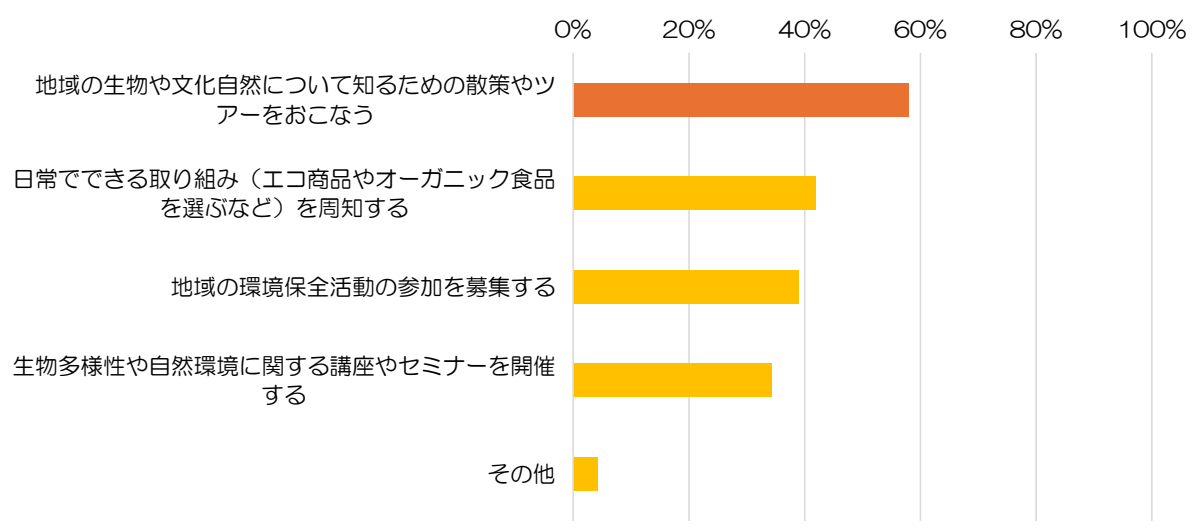


図 3-15 大人に生物多様性に関心をもってもらうために市の施策として必要だと思うこと

※e モニ 生物多様性に関するアンケート（2024 年度 N=1147）より作成

○市民の自然環境講座への参加に対する関心・意欲は高く、市内の自然や文化を知る観察講座等の実施が求められている

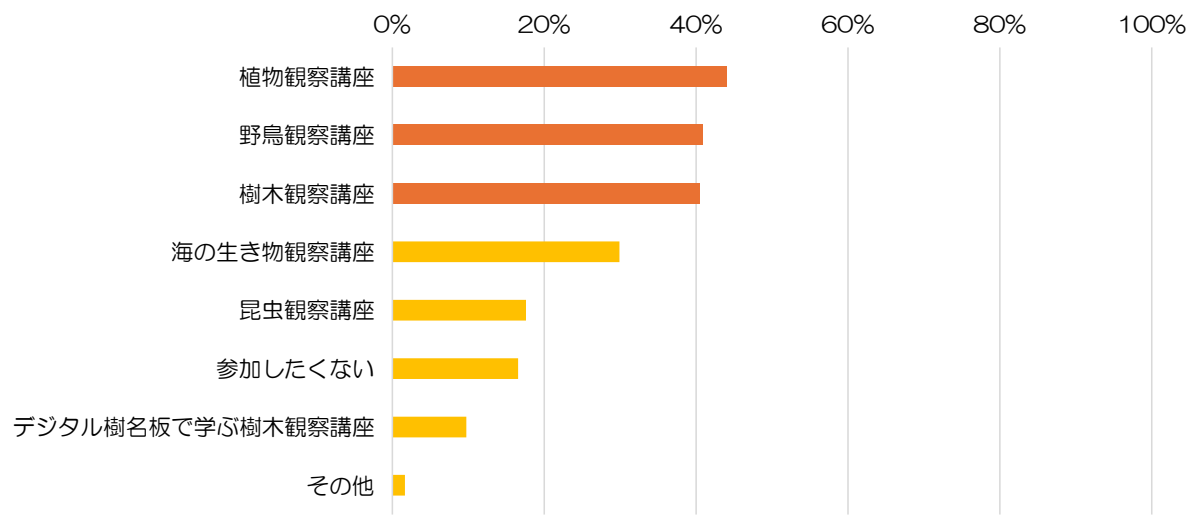


図 3-16 今後参加してみたい「自然環境講座」の内容

※e モニ 生物多様性に関するアンケート（2024 年度 N=1147）より作成